

令和6年3月定例会 福祉環境委員会委員長報告

28番 手塚 秀樹でございます。

私から、本市議会定例会におきまして、福祉環境委員会に付託されました議案及び請願の審査の結果につきまして御報告申し上げます。

福祉環境委員会に付託されました26件の議案につきましては、全て原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、委員会において論議され、市当局に要望いたしました主なる事項について申し上げます。

初めに、議案第2号 令和6年度長野市一般会計予算のうち、歳出、第3款 民生費、第2項 児童福祉費について申し上げます。

放課後子ども総合プラン推進についてであります。

これは、放課後等に安全・安心な子どもたちの居場所を確保するとともに、多様な体験・活動の機会を提供する事業の推進に要するもので、主には、令和6年4月から一般財団法人ながのこども財団が児童館・児童センター等を運営する経費であります。この中には、財団における職員体制の強化等を図るための経費が含まれているとのことです。

そこで、確実かつ円滑に財団へ事業を移行するに当たり、職員体制の強化等を図るため、様々な人材を活用した人員配置、新たに従事する職員への支援体制の構築、社会情勢を考慮した処遇改善の検討などを財団と連携して実施するよう要望いたしました。

続きまして、同じく歳出、第4款 衛生環境費、第1項 保健衛生総務費について申し上げます。

精神保健相談支援についてであります。

こころの健康に対する相談支援体制を充実させるため、精神保健福祉士の資格のある者を精神保健相談員として新たに配置し、この事業を拡大、強化するとのことで

す。

ひきこもり支援や自殺予防対策などにつながる精神保健相談支援そのものもさることながら、その支援を有効なものにするためには、潜在的な当事者の方をいかに早期にそこにつなげるかが重要となります。

そこで、精神保健対策の重要性を鑑み、庁内の関係部局との連携、さらには外部の機関とも連携し、早期に相談窓口につなげるための効果的な周知について要望いたしました。

続きまして、同じく歳出、第4款 衛生環境費、第3項 環境清掃費について申し上げます。

家庭ごみの分別収集対策についてであります。

ごみは分別して集積所に出し、充電式電池等の集積所に出せないものは回収協力店などに依頼することとなっておりますが、電池類は種類も多く、正しい分別が難しいものがあります。また、電池類、スプレー缶など出し方を誤ると、ごみ収集車などの火災につながる危険性があるものもあります。

このような中、担当課では、ごみの分別方法について、見直しが必要との認識の下、市民にとって分かりやすい方法を検討しているとのことでした。

そこで、正しいごみの分別と安全なごみ収集業務につながるよう、そのような方法を早期に検討するよう要望いたしました。

次に、請願の審査について申し上げます。

初めに、請願第1号 子どもの福祉医療費の受給者負担金をなくし窓口無料化を求める請願について申し上げます。

本請願については、請願者の願意を酌み、全員賛成で採択すべきものと決定いたしました。

最後に、継続審査中の請願第18号 介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善を求める意見書提出についての請願について申し上げます。

まず、採択すべきものとして、「このままでは負担ばかりが増え、使いたいサービスが使えなくなる状況が考えられる。また、利用料の2割負担の見直しは先送りされ

たが、今後また検討の対象に上がってくる。」、「平均給与が全産業平均と比べて下回っており、これを大幅に改善するためには、国の財政負担をきちんと見直さなければいけないので、今回の改定ではあまりに不十分である。」との意見が出されました。

一方、不採択とすべきものとして、「国から示された介護報酬改定率が1.59%で、前回の0.7%に対し2倍以上の改定と大幅な増となっており、介護職員の処遇改善についても、1人当たり月額平均6千円の賃上げに相当する額であり、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%と加算率の引上げが行われる。」、「訪問介護の基本単価が下がっているということだが、逆に処遇改善の加算については、他のサービスよりも高く、国もこの処遇改善の加算を取りやすいよう、様々な手だてを打っている。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、採決を行った結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

令和6年3月定例会 経済文教委員会委員長報告

32番 松田 光平でございます。

私から、本市議会定例会におきまして、経済文教委員会に付託されました議案及び請願の審査の結果につきまして御報告申し上げます。

経済文教委員会に付託されました12件の議案につきましては、全て原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、委員会において論議され、市当局に要望いたしました主なる事項について申し上げます。

初めに、議案第2号 令和6年度長野市一般会計予算のうち、歳出、第6款 農林業費、第1項 農業費について申し上げます。

ヘーゼルナッツ振興事業についてであります。

ヘーゼルナッツには、暑さや寒さに比較的強い、収穫は高所作業を必要とせず、傾斜地でも栽培しやすい上に収穫期間を調整しやすい、加工することで価値が上がるなどの特徴があり、市内での栽培も拡大している状況であります。

本市では、令和6年度に試験圃場を確保し、関係機関と栽培データの蓄積を行いつつ、栽培面積の拡大を加速させるため、苗木の購入に対して補助金を交付するとのことです。

ヘーゼルナッツ振興によって、中山間地域の耕作放棄地の発生抑制、副業としての栽培、加工品製造による地域振興等が期待されることから、農業者に対し、栽培に関する情報提供や、試験圃場における栽培データのフィードバックを充実させることを要望いたしました。

次に、議案第2号 令和6年度長野市一般会計予算のうち、歳出、第7款 商工観光費、第2項 観光費について申し上げます。

松代象山地下壕についてであります。

現在、松代象山地下壕は観光振興課が所管しており、これまで観光施設として活用してきましたが、令和6年度の組織・機構の見直しにより観光振興課と文化財課が同

じ部内に再編されることで、関連する施策間の連携強化が期待されるため、松代象山地下壕の在り方について、部内で検討することを要望いたしました。

次に、議案第2号 令和6年度長野市一般会計予算のうち、歳出、第10款 教育費、第5項 社会教育費について申し上げます。

野外彫刻ながのミュージアムについてであります。

本市の野外彫刻は、昭和48年度に「街角に彫刻を、潤いあるまちづくり」を目的として事業が開始され、現在、多くの作品が市内各所に設置されております。

平成27年度以降は、既存の彫刻を後世に受け継いでいくことに重点を置いており、新規設置は行っていない状況ですが、多くの野外彫刻に触れることは本市の文化芸術の振興につながるものと考えます。

そこで、公園や公共施設等を新たに建設する際に、野外彫刻も併せて設置することを検討するよう要望いたしました。

最後に、請願の審査について申し上げます。

請願第2号 「最低賃金の引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」の採択を求める請願について申し上げます。

本請願の審査に当たっては、参考人の出席を求め、意見聴取等を行いました。

まず、採択すべきものとして、「最低賃金が低い地域は若者の人口流出が多いので、最低賃金の全国一律化を要求していくべきである。」、「最低賃金の引上げと中小企業支援策の拡充は両輪であり、併せて進めていくべきである。」との意見が出されました。

一方、不採択とすべきものとして、「最低賃金の引上げと同時に中小企業支援策をしっかりと行う必要があるという考えは同じであるが、中小零細企業のことを考えると、最低賃金の全国一律化についてはもう少し時期を待った方がよい。」、「最低賃金の引上げと中小企業支援策の拡充はしなければいけないと感じているが、全国一律の最低賃金制度を導入した場合、地方での求人が減少してしまうことにより、人口流出につながる可能性がある。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、採決を行った結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

令和6年3月定例会 建設企業委員会委員長報告

31番 若林 祥でございます。

私から、本市議会定例会におきまして、建設企業委員会に付託されました議案の審査の結果につきまして御報告申し上げます。

建設企業委員会に付託されました7件の議案につきましては、全て原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、委員会において論議され、市当局に要望いたしました主なる事項について申し上げます。

初めに、議案第2号 令和6年度長野市一般会計予算、歳出、第8款 土木費、第5項 土地区画整理費のうち、長野駅前B-1地区市街地再開発事業補助金について申し上げます。

本事業は、長野駅前の末広町交差点北東側、約0.6ヘクタールのエリアにおいて施行を予定しており、2月22日に都市計画の決定告示が行われ、現在は地権者の皆様で組織された準備組合が、組合設立に向けて準備を進めているとのことです。

委員会では、計画自体を見直すべきであり、多額の税金を投入する本事業に反対といった意見が出された一方で、新たなまちのにぎわい創出や、善光寺表参道の玄関口にふさわしい長野市のランドマーク的存在になることを期待するとの意見も出されました。

今後も様々な機会を捉えて、事業の目的や必要性を丁寧に説明するなど、市民の理解を得られるよう努めていくことを要望いたしました。

続きまして、同じく歳出、第8款 土木費、第6項 住宅費のうち、ブロック塀等除却事業補助金について申し上げます。

当補助金は、地震により倒壊のおそれがある危険なブロック塀の除却促進のため、当該ブロック塀の所有者がその除却工事を行う際に、除却費の一部を補助するものです。

平成30年には、小学校周辺にあるブロック塀の一斉調査を行い、2,300か所あまり

のブロック塀を点検しており、以降、毎年のフォローアップにより、令和5年12月の段階では、危険なブロック塀は280か所まで減っているとのことですが、今後は小学校周辺以外の場所も対象とした、さらなる除却の推進を図る必要があります。

また、市では、本年1月に発生した能登半島地震を受け、住宅耐震化の促進のため、市民への啓発を図るダイレクトメールの件数を大幅に増やし発送するとのことでした。

そこで、この通知にブロック塀等除却事業補助金の情報を掲載するなど、市民への効果的な周知を行い、災害に強いまちづくりをより一層進めるよう要望いたしました。

次に、議案第13号 令和6年度長野市水道事業会計予算、資本的支出、第1款 資本的支出、第1項 建設改良費のうち老朽管解消事業について申し上げます。

本市では、より効率的な老朽管解消事業推進のため、令和6年度からAIによる配水支管の劣化予測診断を導入するとの説明がありました。この技術によって、破損リスクの高い管路を優先的に更新してくことで、破裂・漏水の発生件数を低減でき、修繕費の削減や有収率の向上といった財政的なメリットも考えられるとのことでした。

また、本年1月に発生した能登半島地震により、災害に強い水道インフラの必要性を再認識したところですが、本事業は老朽管の解消にあわせて耐震化も行うことから、災害に備えた対策につながります。

つきましては、AIのような新しい技術を十分に活用し、さらなる事業の推進を図ることを要望いたしました。

あわせて、本事業を推進するに当たっては、多くの時間と費用がかかることから、国による持続的かつ安定的な財政支援を、引き続き国へ働きかけるよう、要望いたしました。

最後に、建設部の所管事項について申し上げます。

建設業の担い手不足についてであります。

長野市建設業協会と担当部局では、建設業の様々な課題や要望について、毎年、意見交換を行っており、工事の平準化発注や設計単価の公表など、解決に向かっていることも多いと認識していますが、担い手不足への対応など残されている課題もあると聞いています。

つきましては、市民の生活インフラを支える建設業の労働環境整備は重要であるこ

とから、適正価格による工事の発注、週休2日工事の導入やリクルート活動の支援など、担い手不足の改善に向けた建設業の魅力向上につながる取組を要望いたしました。

以上で報告を終わります。

令和6年3月定例会 総務委員会委員長報告

22番 金沢敦志でございます。

私から、本市議会定例会におきまして、総務委員会に付託されました議案の審査の結果につきまして御報告申し上げます。

総務委員会に付託されました20件の議案につきましては、全て原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、委員会において論議され、市当局に要望いたしました主なる事項について申し上げます。

初めに、議案第2号 令和6年度長野市一般会計予算のうち、歳出、第2款 総務費、第1項 総務管理費について3点申し上げます。

1点目は、公文書館における歴史資料の管理についてであります。

長野市公文書館では、本市の歴史資料となる重要な公文書や記録資料等の収集、保存などを行っていますが、資料が増え続けていることから、これらを分析、整理する人材や保管場所の確保などが大きな課題となっております。

本市の財産である歴史資料を保存し、市民等への閲覧に供するとともに、後世に継承していくため、人材育成や他機関との連携、デジタルツールを活用した記録などの取組について、一層の推進を要望いたしました。

2点目は、インターネットを活用した広報についてであります。

本市では、情報を発信する手段の一つとしてインターネットを活用しており、パソコンやスマートフォンから市政に関する情報の閲覧や動画の視聴をすることができます。

現在、インターネットから様々な情報を得ることは社会全般に浸透しており、本市のSNSの公式アカウントのフォロワー数も徐々に増加しているとのことです。

本市からの情報を適時適切に市民等に届けられるよう、インターネットの強みを生かした情報発信や魅力的なコンテンツの充実を要望いたしました。

3点目は、支所発地域力向上支援金についてであります。

本支援金は、地域活性化や課題解決に向け地域の団体が実施する地域力向上のための取組に要する経費に対し、支所長の裁量により1地区当たり50万円を上限として32地区全てに交付されています。

委員会での議論においては、各地区で有効に活用され大変好評であることから、支援金のさらなる充実を求める意見があった一方で、事業開始から10年が経過しており、見直しが必要な時期が来ているのではという意見も出されました。

地域の団体による地域力の向上につながる取組に本支援金がさらに効果的に使われるよう、積極的な周知をするほか、支援金の交付を希望する団体が応募しやすい仕組みを検討するよう要望いたしました。

次に、同じく歳出、第9款 消防費、第1項 消防費のうち、救急救命士の養成について申し上げます。

本市では、年間2万3千件を超える救急需要に対応していますが、出動の際、救急救命士が乗務することで、より高度な処置をすることが可能となることから、全ての救急車に複数の救急救命士を配置できるよう、救急救命士の養成のほか、資格を有する職員の採用を進めているとのことです。

これは、搬送患者の救命率の向上や後遺症の軽減につながる非常に重要な取組であることから、救急救命士の養成をはじめとした救急体制の強化について、引き続き推進するよう要望いたしました。

以上で報告を終わります。